

平成30年度 第2回河南町特別職報酬等審議会議事録（要旨）

日 時 平成30年8月20日（月） 午後2時から

場 所 河南町役場3階 301会議室

出席者 山中章嘉会長、浅野雅美委員、石原佑也委員、村元保男委員、吉岡賀子委員

事務局 総務部 南部長、人事財政課 和田課長、渡辺課長補佐

【議事内容】

○事務局 それでは、第2回特別職報酬等審議会を始めます前に、前回、急用のため急遽欠席となりました武田町長からご挨拶させていただきたいと存じます。なお、前回の審議会におきまして、近年の答申に対する町長の思いをお伺いしたいというご要望がございましたので、少しお時間をいただき、その点も含めて、ご挨拶させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○町 長 （あいさつ）

○事務局 ありがとうございます。

（町長退席）

○会 長 それでは、第2回の報酬審議会を開会します。

今回、諮問事項であります特別職の給与につきまして、審議会として公平に討論し、検討を出していけたらなど、このように思っております。

答申の方向性ですが、特別職の給料についてのみ検討していきたいと、このように思います。前回の会議で、給料ベースで各町村の実情について説明があったんですが、4年間の年間所得はどうなってんねんというような話が出ていたかと思しますので、事務局のほうで資料を用意していただきました。その資料に基づいて、討論していきたいと、このように思いますので、資料の説明からお願いします。

○事務局 それでは、お手元に平成30年度第2回河南町特別職報酬等審議会資料としまして、追加資料の1から3までご用意させていただいております。

まず、追加資料の1のほうをお開きいただきたいと思います。

今、会長からお話があったんですけれども、前回の審議会におきましては、特別職の給料等について諮問させていただきまして、前回はご審議の材料としまして2点ほど説明させていただきました。

まず1点目としまして、府内町村の給料ベースの額の現状について、また給料に加えて地域手当を支給している団体がありますので、地域手当を含めた支給額の状況を説明させていただきました。

2点目としましては、本町の人口、財政等の状況や近年の人事院勧告の動向等につきまして、参考資料という形で説明をさせていただきました。

そして前回、総額の年収ベースで多いのか少ないのか、比較検討したいとの意見がございましたので、今回お示しさせていただいております追加資料のほうを作成させていただきました。

まず、追加資料1でございますが、この資料では、左のほうから給料月額、地域手当の支給額、期末手当の支給額、それから退職手当の額から、右のほうにあります任期中の総支給額を算出し、それを任期で割り算として年収ベースの額を算出しております。

まず、左から4番目の月額合計の欄ですが、最も高いのは一番上の島本町で、月額80万円に地域手当4万8,000円を合わせた84万8,000円が毎月支給されています。下から2番目の河南町は、地域手当はありませんが、給料月額が84万円となっており、月額では2番目の水準ということになっております。

一方、上から4番目の忠岡町につきましては、地域手当と合わせて月々60万1,020円で最も低く、その下の熊取町は、地域手当と合わせて64万4,480円で2番目に低い水準となっております。

その月額合計の右隣に年間支給額という欄がありますが、これは月額合計を12倍したものでございます。

そしてその右隣が期末手当です。まず支給月額ですが、4.1カ月から4.4カ月まで、各町村でまちまちとなっております。下から2番目の河南町は4.35カ月という水準であります。

その右横に役職加算率がありまして、岬町のみ10%、河南町を含む残り9町村は15%となっておりまして、その右横の基礎額は月額合計に役職加算分を合わせたものです。例えば一番上の島本町は、月額合計84万8,000円に1.15を掛けた97万5,200円が基礎額となります。その基礎額に支給月数を掛けたものが期末手当の支給額となります。月額合計が算定の基礎になりますので、月額合計が低いと期末手当も低くなります。上から4番目、月額合計の最も低

い忠岡町は、期末手当も 297 万 2,044 円で最も低くなっています。下から 2 番目、河南町は 420 万 2,100 円で最も高くなっております。

なお、島本町は支給月数が 4.1 カ月と少なくなっているため、399 万 8,320 円で 3 番目の水準となります。

次に、その右隣、年間総支給額は、月々の支給額と期末手当の合計でございます。下から 2 番目の河南町は、1,428 万 2,100 円で最も高く、一番上の島本町が 1,417 万 4,320 円で 2 番目に高い水準であります。

一方、上から 4 番目の忠岡町は、1,018 万 4,284 円で最も低く、その下の熊取町は 1,088 万 3,656 円で 2 番目に低い水準という状況です。

なお、その右隣の欄、任期中支給額は年間総支給額を 4 倍したものでございます。

その右側が退職手当でございます。退職手当の左から 2 番目の在職期間ですが、どの町村も任期ごとであり、基本的に 4 年ごとに支給となりますが、その左側の算定方式は、在職年方式と在職月方式があります。ただし、上から 2 番目と 3 番目の豊能町及び能勢町は、両方をミックスしたような算定になっています。真ん中の支給率はかなり差がございます。

例えば同じ在職月方式でも、下から 4 番目の岬町は 100 分の 23、その下の太子町は 100 分の 45 といった具合になっております。支給額の欄ですが、在職月方式なら給料月額に 48 カ月と支給率を、在職年方式でしたら給料月額に 4 年の 4 と支給率を乗じて算定されます。

なお、上から 4 番目とその下の忠岡町と熊取町は、現町長は支給なし、その下の田尻町も現町長は 50%の支給とされており、実際に支給を受ける額をお示ししております。下から 2 番目の河南町は、算定方式の変更により支給額は 336 万円と田尻町よりも低い額となっております。上から 2 番目の豊能町は 1,787 万 6,000 円で、町村の中で最も高く、その上の島本町は 1,600 万円で 2 番目の水準となっております。

以上により、その右側の欄、任期中総支給額が算出され、その右側の年収ベースが承っております総額の年収ベースでの支給額を示しております。

そこで、年収ベースの欄をごらんいただきまして、下側の表の府内町村平均と書かれた表の一番上の数字、1,447 万 5,275 円が 10 町村の平均額となります。

河南町は 1,512 万 2,100 円で平均を上回っていますが、順位的には上から 5 番目、ほぼ真ん中となっております。

下側の表をごらんいただきまして、左側に河南町と表示された欄が 4 つあります。上からそれぞれ給料月額が 13%削減、10%削減、8%削減、5%削減された場合の年収ベースの額を算定したものです。給料月額の水準をご検討いただく上で一つの比較の参考としてお示ししたものでございます。3月まで実施していました 13%カットとなりますと、年収は 1,315 万 6,227 円で平均を大きく下回ります。一番下の 5%カットとした場合でも、年収が 1,436 万 5,995 円ということで、平均を少し下回る水準になるという形でございます。以上が追加資料 1 の説明でございます。

同様に追加資料 2 は副町村長の支給総額での年収比較、それから追加資料 3 につきましても、教育長の支給総額での年数比較をあらわした表になります。計算の過程につきましても、町長と同様の考え方ですので、詳細は省略させていただきます。

追加資料 2、副町村長の資料をごらんいただきまして、右側の年収ベースの欄をごらんください。

府内町村平均は 1,276 万 155 円に対して、河南町は 1,260 万 1,750 円ですので、若干平均よりも低い額となっております。追加資料 1 と同様に、表の一番下のほうに 6%削減、3%削減した場合の年収額を検討の目安としてお示ししております。

続いて、追加資料 3、教育長の資料でございます。

右側の年収ベースの欄をごらんいただきまして、府内市町村平均では 1,143 万 6,097 円に対しまして、河南町は 1,206 万 1,675 円ですので、本町は平均よりも少し高い水準にあります。

追加資料 1、2 と同様に表の一番下に 6%削減、それから 3%削減した場合の年収額を検討の目安としてお示ししております。

以上で府内町村との比較に関しましての資料の説明とさせていただきます。

なお、すみません、追加資料の 1 から 3 の町村名の下のほうに括弧書きで何万何千何百何十何という形で数値が入っていると思うんですけども、これはそれぞれの町村の人口を参考にあらわせていただいております。

以上でございます。

- 会 長 事務局からの説明が終わりましたので、皆さん方の質疑を受けたいと思います。この追加資料をいただいて、年収ベースでいくと現在の河南町、町長では平均よりも上回っていると。副町長は若干少ない、それから教育長は年収ベースでいくと多くなっているという数字になっております。
- 委 員 毎月の月額報酬なんですが、条例どおりでとっているのは島本町だけですか。あとはみんなカットされているな。
- 事務局 条例本則自体を引き下げている団体もあります。
- 委 員 条例、本則をね。
- 事務局 はい。例えば島本町ですとか、能勢町、あと田尻町も低いですがけれども、これも条例本則自体の引き下げということで、条例本則の額となっております。千早赤阪村もこの額が条例どおりの額ということです。
- 委 員 ちなみに参考のために聞きますが、忠岡町、熊取町、それで田尻町は 50%やね。退職金ですがけれども、今現在支給なしになってはいますが、これは条例化されている、されていない、町長の意思ですか。
- 事務局 これは町長の意思です。
- 委 員 意思ですか。条例はなくなっておるわけですか。
- 事務局 支給する条例がなくなったというものではありません。
- 委 員 河南町の町長の月額 84 万円、これはいわゆる現在の条例の中に書いている数字やな。4月からはこれで支給されているわけ。
- 事務局 4月からは 84 万円で支給しています。
- 委 員 それで、今度ここでもうちょっと下げようかということになったら、遡って減額するんか、今月まではそのままいくわけ。今月というか、通るまでは。
- 事務局 今まで多分報酬審で決めていただいていたんですけども、過去で言えば、例えば今回の場合で、もし下げる方向となれば、例えば 10 月 1 日から下げますと。ただ今年の 4 月から 9 月までの上回る分については、前回でしたら 12 月のボーナスで調整しますよと。結果的にはその分返してもらうということになります。
- 委 員 返す。
- 事務局 ことになっています。

- 委員 これは幻の数字やな。ここで決めるまで。
ここで下げましょうということになったら、年末に今の話によると給料をもう既に支払っているんで、12月のボーナスのときに調整するということになる
と、4月から今までの10月としたらそれまでの分の差額はなくなるということ
と、そうではない。
- 事務局 差額は返してもらう。
- 委員 それならこの数字は幻の数字やなということやね。
- 委員 幻でもないですよ。
- 委員 ここでもし下げたら実質には年末のボーナスと調整するので、だから減額にな
るとことやなということ聞いたんです。
- 事務局 基本的には、4月に遡って実質的には改定後の削減率で支給を受けたのと同じ
ことになります。ボーナス等で調整させていただきます。
- 会長 左側、下の欄に削減率を13%、10%、8%、5%、参考のために書いていた
だいでいるので、もちろん削減せえへんということになれば現状のままです。
ただそれでいくと10町村の平均よりも上回るということになるというふうに
思うんですけどね。いかがですか。
- 委員 今の現状でいうと、何%かカットするほうが無難にいくんじゃないかと思
うんですけどね。その点どのぐらいカットするか。
- 会長 この数字からいくと、平均値まで持っていくのか、それ以下にするのかという
議論になってくるん違うかなとは思うんですけどもね。
- 委員 人事院勧告よりこれから先どういう指示というか、それが来るかもわからない
ですけども、アップしようと思うたらできますし、下げようと思ったら下げ
られますけれども、こういう審議会を開いていただけたら。
- 委員 そうそう、またせな。
職員のほうもベースにも合わさなところは合わせていかなと思いますんや。
- 委員 84万円とかで、それでいいとして、そのまま適用するんやったら本則ベース
で。そやけども、これを見るとちょっと本則ベースでいったら、ちょっと高い
なという気持ちは持ちますわね。
- 会長 すると方向性とすれば何%か削減という方向で話を進めさせてもらったらよろ
しいですか。

- 委員 はい。
- 会長 あと、今、参考として出してもらっているこれをどの数字に当てはまるかという、そのところで皆さんご意見いただけたらと思います。
- 委員 もう一遍事務局お願い。3月までは町長は本則の何%減やったんや。
- 事務局 13%減です。
- 委員 なるほど。
- 会長 13%に削減されたいきさつというんかな、いろいろ議事録読んでみるともとは10%削減に3%プラスされて13%という数字になったんかなと思うんです。そうですね、それでいいんやね。
- 委員 その3%プラスしたのは、職員の状況とかほかの分も考慮してプラス3%やったんかな、その経過は。
- 事務局 そうですね。平成26年4月1日から町長、副町長につきましても従来の削減率に3%をアップしまして、13%、6%、6%という形になっているんですけども、これは一般職の職員の減額といった状況も受けてそういう形でされています。このときには、平成26年4月のときに議会の議員の報酬の3%カットというのも出てまいりまして、そういった事情も含めて考慮して。
- 委員 3%プラスしたんやな。
- 事務局 特別職としても3%さらに身を切ろうということで。
- 委員 もう一遍、そうすると、職員のほうは人勧の関係で、その後3%か何%か知らんけれども、アップしてるの。
- 事務局 その後ですか。
- 委員 うん、平成26年以降。
- 事務局 平成26年以降は、プラスの方向での改定になっています。
- 委員 職員は上がったということやな。それで議員さんはそのままやねんな。
- 事務局 そのままです。
- 会長 3%は議員さんは削減されていないということ。
- 事務局 はい。
- 委員 本則どおり、そういうこっちゃわね。
- 委員 そうしましたら、人勧も、一般職のほうもこの3%カット以後、徐々に上がっているということでしょう。だから今まで13%カットのところ、10%カット

にするか、8%カットするのか、迷うところなんですけれども、職員も上がっている、また議会のほうも3%カットがなくなり、本則どおりやということで、10%カットぐらいがどないかな、皆さんご意見聞きたいんですけれども、10%カットやったら、平均値より、大方80万円か90万円ぐらいですね、年間でね、ダウンになってくるんじゃないかと思うんですけれども。いかがですか。

○委員 難しいところです。

平均値に近いところだというんやったら5%削減が一番近いと思うんですけれども、ただ今の13%から5%まで一挙に上げるというかというのもどうかなと。

○委員 平均値に近いんやったら。

○委員 それからすると、10%か8%かというところかなという。

○委員 思いますね、そうですね。

○委員 11%か12%というのも数字としてはあるかもしれないですけれども、あとは今のところ、状況とかを考えると、10%だと。

○委員 10%か8%でもね。8%でもよろしいんです。

○委員 余りこう下げ過ぎると、そこでどんな方でも意欲の一部分になると思うので、余り無茶なことをすると。

○会長 もともと10%、そこへ3%やったから、その3%はなしにすれば10%というところへ落ちつくのかなという気はせんことないんやけどね、もともとが10%やからね。

○委員 そうすると、議員さんも本則に戻らったということやし。

○会長 なってくるからね。

○委員 職員もその程度アップしたということやったら、町長のほうも大体10%ぐらいで。

○会長 と思うんですけどね。

○委員 妥当ではないかなというふうに私も思います。

○会長 どうですか。10%の削減という形にしましょうか。

○委員 会長、よろしいですか。

○会長 僕はそれでいいと思います。もともと10%が長く続いていて、そこへ3%削

減プラスされてるから、それで 10%でいいかなという気はします。もう正直なところ、年収ベースでいくと極端に低いかなと思ったんですよ。

- 委員 報酬もぐっと上げないかんとちがうんかなと、極端な話。
- 会長 そやけど、この資料を見るとね。
- 委員 財政的にはしんどいという町もあるんですかね。
- 委員 町の財政状況もあるかもわからんけれども、いわゆる首長さんの選挙のときの意思表示。
- 委員 こういう時代からするとね。
メリハリが効く公約になってしまうので。
- 会長 数字的には10%削減で答申をするということによろしいですか。
あと、答申の中身を文書化してもらって、それを今度議論してもらわなあきませんけれども、これまで4人の方は審議会にかかわってこられて、附則みたいな形で意見を述べてはりますでしょう、最後のほうでも。
できればストレートでいったほうがいいかなと思うんやけど、議会でどうのこうのとかいうような話でなしにね。
- 委員 ストレートというのは例えば。
- 会長 簡潔な答申でいいかなという気がするんです。
- 委員 ごちゃごちゃ書かないで。
- 会長 いろんなことを書かんとね。だからごく簡単な文書の答申でさせてもらうほうがええかなとは思うんですけれども。
- 委員 わかりました。
- 会長 それでは、事務局で、答申案をこしらえてくれますか。
- 事務局 あとすみません、副町長と教育長の……。
- 会長 副町長のそれも決めなあかんねんね、教育長も。
町長が下がって、副町長は年収ベースでいくと平均よりもわずかに下回っている。それから教育長が平均よりも上という。そやけども、バランスがな。
- 委員 現在は3%減。
- 事務局 前回、3月末まで6%削減していましたが、それが今、元に戻っています。
- 委員 元へ戻っているということは。

- 事務局 条例本則どおりになっております。
- 会 長 削減なし。
- 委 員 なしですね、今現在はね。
- 会 長 教育長は平均より、すこし高いというのは何か具体的な理由というのはあるのかな。
- 委 員 歴代の教育長が皆さんよくやっていたから。
- 委 員 それで今は本則ベースやな、67万円というのは。
- 会 長 6%削減はいきなりこの6%やったん。町長みたいに10%から3%とか。
- 事務局 町長が10%のときには、副町長と教育長は3%でした。
- 会 長 3%やったんやな。
- 事務局 そのあと、平成26年のときに議員さんのほうも3%カットされたときに、特別職それぞれ3%上乗せで13%、6%、6%と。
- 会 長 それやったら3%でいけますね。
- 委 員 3%で。
- 会 長 副町長、教育長も、町長と同じ並びで3%。
- 事務局 あと、会長、確認なんですけれども、前回の退職金のときは、恒常的な削減ということで、本則で退職金条例改正という答申をいただいたんですけれども、今まででしたら給料は4年に1回ずつ附則で10%とか、13%削減やっていたんですけれども。その辺で本則なのか、それとも附則で一時的にという。
- 会 長 本則でやるほうがいいんと違うかな。
- 委 員 本則であると75万6,000円。
- 会 長 75万6,000円で、副町長が67万9,000円、教育長が64万9,900円ということやね。
- 委 員 本則、今度上げるときになかなかいかんかな。それだけがちょっと懸念するところなんですけれども。
- 委 員 今度また変えるといったら本則を変えないかん。
- 委 員 それが懸念するところなんですわ。
- 会 長 だから府から副町長に来てもらうか、来てもらえへんかによってまた変わってくるやんか。府から来てもらうとなってくると、府のベースに合わせていかんなんやろうしね。

- 事務局 府の職員は、通常の職員の立場から副町長として来られるので、職員時代よりも給料は高くなると思います。
- 会 長 だから気にすることないということやな。
- 事務局 その辺は大丈夫かなと思います。
- 会 長 地域手当がないから月額合計からいったらそれほど副町長でも3%減にしても問題ないね。低いほうになってくるんやね。
- 委 員 3番ですか。
- 会 長 ちょうど真ん中ぐらい、平均ベースになってくる。
本則ということで、よろしいですか。
- 事務局 はい。そうしましたら、答申案を考えさせていただく必要があるんですけども、会長のイメージされている簡単なというのがどういうものなのか。
- 会 長 附則の意見は余りつけんようにしてほしいなという。
- 事務局 後ろで、「おわりに」というような。
- 会 長 そうそう。
- 委 員 それはまた書いてもらわんと、案できたら。
- 事務局 そうですね。早急に案をつくらせていただいて。
- 事務局 あと最後に、次回の日程の話を決めていただいたらありがたいんですけども。
(日程調整)
- 会 長 そしたら次回、8月30日午後2時ということで第3回の審議会をさせていただきたいと思います。
本日はいろいろとご意見いただきましてありがとうございます。